

### 東名高速道路の 集中工事と通行どめ

☎ 建設部管理課 内線 2492

期間中は大きな渋滞が予想されます。  
混雑緩和にご協力をお願いします。

#### ●東名全線集中工事

10月18日(月)～27日(水)

※10月23日(土) 6:00～25日(月) 6:00は除く

#### ●通行どめ

11月27日(土) 20:00～28日(日) 6:00

沼津～清水間 上下線

問い合わせ 日本道路公団富士管理事務所 ☎52-2505

### 三世代交流 親子自然の集い

☎ 少年自然の家 35-1697

と き 10月31日(日) 9:00～14:00

と ころ 丸火青少年の家とその周辺

内 容 植物観察、親睦昼食会

対 象 市内在住・在勤の親とその子供及び家族

定 員 60人 (応募者多数の場合は抽せん)

講 師 中山芳明さん (自然観察の会会長)

参加費 1人500円 (昼食代含む)

申し込み 9月28日～10月12日に電話で少年自然の家へ

### 富士市民グラウンドゴルフ大会

☎ 体育振興課 内線 2726

と き 11月21日(日) 8:00～雨天:28日(日)

と ころ 富士川緑地少年スポーツ広場

対 象 市内在住・在勤の小学4年生以上のチーム (1チーム6人、うち2人以上は女性もしくは小学生)

競技方法 8ホール (ラウンド数は未定)の団体戦

参加費 無料

申し込み 10月1日～22日に直接体育振興課へ

### 手話初級講習会

☎ 障害福祉課 内線 2324

と き 10月18日～11月29日 毎週月曜日 10:00～11:45 計7回

と ころ 保健女性センター

対 象 市内在住の人

定 員 50人 (先着順)

受講料 無料

申し込み 10月5日から受け付けます。  
電話で障害福祉課へ

### 無料司法書士法律相談

☎ 市民相談室 内線 2244

と き 10月2日(土) 13:30～16:00

と ころ ラ・ホール富士、富士市民センター

内 容 不動産の権利に関する登記手続 (相続、売買、贈与、担保など)、会社や法人の登記手続書類の作成など

問い合わせ 司法書士会富士支部長 宇佐美 方 ☎52-7370

### 無料法律相談

☎ 市民相談室 内線 2244

と き 10月4日(月) 10:00～11:30、13:00～14:30

と ころ 静岡地方・家庭裁判所富士支部  
相談担当者 静岡県弁護士会富士地区  
在住弁護士、静岡地方・家庭  
裁判所富士支部書記官

問い合わせ 静岡県地方裁判所富士支部 ☎52-0159

### 星空のコンサート

と き 10月2日(土) 18:30～

と ころ 中央公園野外ステージ

(雨天の場合は富士市民センター)

出演者 吉原東中(和太鼓ほか)、ケルンカルテット (ジャズ)、白川裕望さん (ソプラノ独唱)

入場料 無料 (入場整理券が必要です)  
※整理券は富士市民センター、市立富士体育館、温水プール、ラ・ホール富士、ロゼシアター、各公民館にあります。  
問い合わせ 富士市民センター ☎61-6262

### 市民福祉まつり

～笑顔いっぱいふれあい広場～

と き 10月17日(日) 10:00～15:00 (小雨決行)

と ころ 中央公園

☆ふれあいコーナー ☆福祉コーナー ☆子供コーナー

☆バザー・食べ歩きコーナー など楽しい内容がいっぱい!

問い合わせ 障害福祉課 内線2321

### 10月の納税

市・県民税 (第3期)

納期 10月15日～11月1日

☎ 収税課 内線2365

### 富士市スポーツ祭

陸上競技開催日の変更のお知らせ

10月31日(日)→11月3日(水)

問い合わせ 体育振興課 内線2726

## 介護保険コーナー ③

「介護保険 Q&A」

Q2. 富士市以外の施設に入所している高齢者は、どこの市町村で保険に入ればいいのか。

A2. 特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している人は、入所する前の住所地の市町村の保険に加入します。

保険料の支払いは、原則として施設入所している本人あてに納入通知書が送られます。しかし、金銭の管理を家族が行う場合は、家族へ納入通知書を送ることもできます。

また、要介護認定も、保険に加入している市町村に申請します。その場合は、入所している施設が代行して申請するか、家族がその市町村に住んでいれば、家族に申請していただくことになります。

Q3. 要介護認定は、申請から認定まで30日もかかるのですか。また、30日で認定できない場合はどうなるのですか。

A3. 申請を受けると、市町村の職員など(介護支援専門員)が家庭を訪問し、心身の状況などを調査しその調査をもとに一次判定をします。さらに保健・医療・福祉の専門家を含む審査会で二次判定をし、要介護度が決定します。このため、約30日は必要となります。

何らかの理由で30日以上かかってしまう場合は、市町村から申請者にお知らせします。要介護認定は申請日にさかのぼって効力を生じますので「暫定サービス計画」の作成により、申請してから認定結果が出る間も、サービスを受けられます。

問い合わせ 介護保険課 内線 2309

E-メール: kaigo@city.fuji.shizuoka.jp

